

議第10号

王滝村宿泊税活用基金条例の制定について

王滝村宿泊税活用基金条例の制定について、別紙案のとおり提出する。

令和8年 3月 9日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和8年 3月 日 議 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

(別紙)

王滝村宿泊税活用基金条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、王滝村が観光による持続可能な地域づくりを目指し、観光資源の魅力向上、旅行者の受入れ環境の整備をはじめとする観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、王滝村宿泊税活用基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 長野県宿泊税制度により毎年度確定された一般交付金及び重点交付金の額
- (2) 基金から生ずる収入額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる益金は、予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(取崩)

第5条 基金は、第1条の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を取り崩すことができる。

(繰替運用)

第6条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。